

日本遺産推奨商品「もう、すべらせない!!」ブランド認定商品 募集要項

1. 目的

令和2年6月に文化庁より「龍田古道・亀の瀬」が日本遺産として認定を受け、柏原市・三郷町を主とした日本遺産「龍田古道・亀の瀬」推進協議会を中心に観光促進や地域活性化を目的に取り組んで参りました。この取り組みを更に充実させるために、両市町の事業者により開発されたご当地商品を「もう、すべらせない!!」ブランド商品として認定し、地域の魅力を発信していきます。

2. 認定審査基準

(1) 認定の対象

三郷町・柏原市の事業者によって生産・製造されたものとする。

(2) 基準項目

基準項目
①地域性
<ul style="list-style-type: none">・三郷町、柏原市域の文化や地質、地理的特徴との関連性があるか。・地域に支持されており、地域外に対しても推奨商品としてふさわしいか。
②日本遺産ストーリーとの結び付け
<ul style="list-style-type: none">・日本遺産「もう、すべらせない!!～龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えてゆけ～」との親和性があるか。
③独自性・創造性
<ul style="list-style-type: none">・品質やデザインにおいて、他の地域や他の事業者の商品との差別化が認められるか。・パッケージが推奨商品としてふさわしいか。
④信頼性
<ul style="list-style-type: none">・品質管理・衛生管理・クレーム処理の体制が整っているか。・申請品目に対する関連法令を順守していること。
⑤市場性
<ul style="list-style-type: none">・販売方法として、オンラインショップや通販など、広域な販売を対象としているか。

3. 推奨商品及び事業者への要件

- (1) 推奨商品を販売する事業所等には日本遺産協議会ののぼりやポスター等を掲示し、当日本遺産の普及に努めること。
- (2) 推奨商品には、日本遺産推奨商品「もう、すべらせない!!」ブランドの推奨ステッカーを貼付して、販売を行うこと。

4. 申請方法

(1) 申請書類

日本遺産推奨商品「もう、すべらせない！！」ブランド認定申請書

(2) 申請期間

令和4年7月21日（木）から令和4年10月31日（月）まで

(3) 留意事項

令和4年11月中に認定審査会を実施いたしますので、その際に認定希望商品の提出をお願いいたします。（後日、審査会日程のご連絡をいたします。）

5. 申請先・問い合わせ先

- ・ 柏原市安堂町1番55号

柏原市 市民部 にぎわい観光課 TEL：072-940-6165（直通）

- ・ 三郷町勢野西1丁目1番1号

三郷町 環境整備部 ものづくり振興課 TEL:0745-43-7343（直通）

6. その他

- ・ 認定された事業者には、以下のものを配布いたします。

- 1) 「もう、すべらせないブランド」認定証
- 2) 店舗用卓上ミニフラッグ
- 3) 認定ステッカー



- ・ 認定された商品は協議会主催イベントや参加する出店イベントで商品を販売して頂くことをご相談させて頂く場合がございます。
- ・ 認定された商品は、協議会HPやリーフレットなどで告知させていただきます。

以 上